



比較から見る 「特許協力条約(PCT)に基づく 国際出願制度」の活用



【知財情報戦略室】
弁理士 山口和弘

1 はじめに

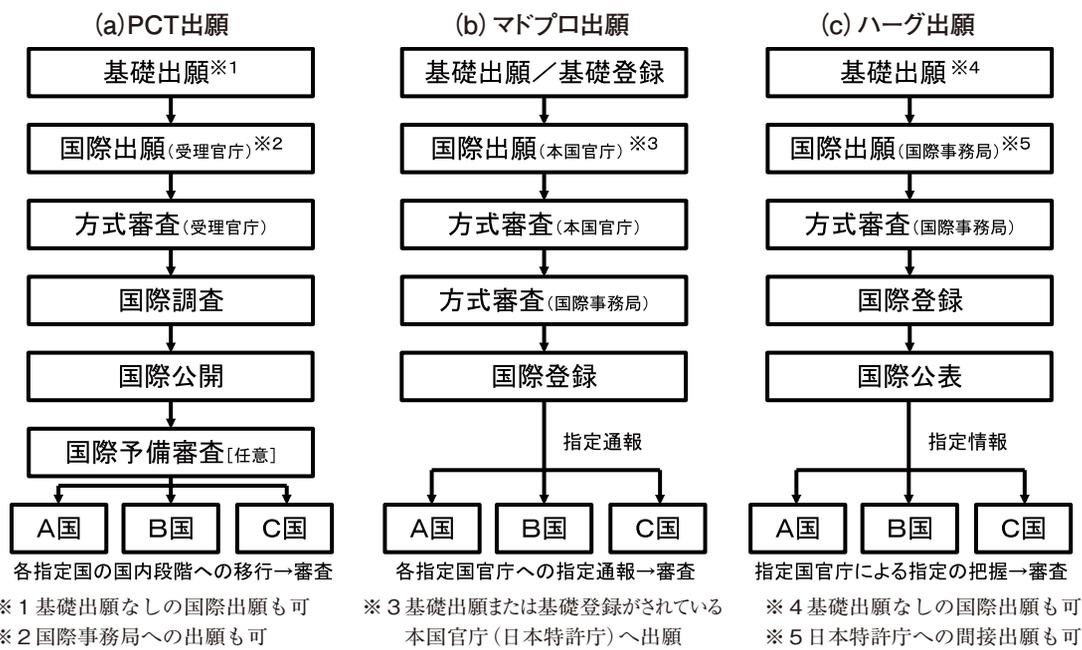
内閣に設置された機関である知的財産戦略本部が2019年6月21日に決定した「知的財産推進計画2019」⁽¹⁾では、知的創造サイクルを柱として知的財産立国の実現を目指してきた「これまで」の知財戦略、知的財産立国を基盤として価値デザイン社会の実現を目指す「これから」の知財戦略、及び「これから」に向けた移行戦略の全体像が示されています。その全体像で

は、「知的創造サイクル」から「価値デザインサイクル」への移行が示されていますが、当面の施策の重点として挙げられている「知財創造保護基盤の強化」、「模倣品・海賊版対策の強化」などの実現には、日本国内はもちろん日本国外における特許、商標及び意匠の制度を活用した知的財産の保護が引き続き重要な要素となることには変わりはないと考えられます。

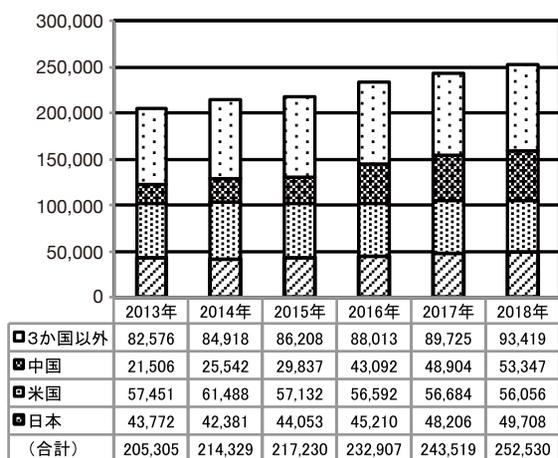
《表1：PCT・マドプロ・ハーグの制度概要（※加盟国数は2019年6月時点、マドプロ及びハーグは政府間機関を含む）》

法域	特許	商標	意匠
条約の名称	特許協力条約	標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書	意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定
通称	PCT	マドプロ（マドリッド協定議定書、マドリッドプロトコル）	ハーグ（ハーグ協定）
加盟国数	152	104	58
日本における発効日	1978年10月1日	2000年3月14日	2015年5月13日
国際出願時と登録後（更新）における特徴	<ul style="list-style-type: none"> 国際出願時はみなし全指定（自己指定（自国指定）可） 年金（登録料）の各国で手続 	<ul style="list-style-type: none"> 国際出願時に国を指定（自国指定不可、事後指定可） 更新手続はWIPOで一括 	<ul style="list-style-type: none"> 国際出願時に国を指定（自国指定可、事後指定不可） 更新手続はWIPOで一括

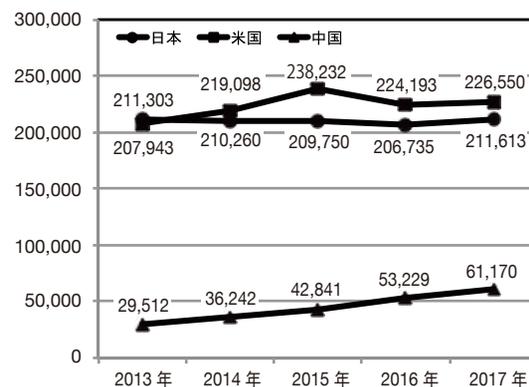
《図1：PCT出願・マドプロ出願・ハーグ出願の手続き》



《図2：PCT出願の件数推移》



《図3：自国外への特許出願(台湾出願を含む)の件数推移》



※図2～3及び表2～3は、出典(4)のデータ(2019年6月時点)及び出典(5)の2013～2017年版に基づいて作成

※図3及び表3では、欧州、ユーラシア等の広域特許を加盟国数に関係なく1件としてカウント

そこで、本稿では、特許、商標及び意匠の権利を外国で取得する際に考慮すべき制度である「国際出願制度」について、特許協力条約(PCT: Patent Cooperation Treaty)を中心に、様々な観点からの比較に基づいて活用状況を分析します。

2 国際出願制度とは

国際出願制度は、特許、商標及び意匠について世界で通用する1つの権利を付与するものではなく、基本概念や保護の効果は下記のとおりとなっています⁽²⁾。また、制度の概要(表1参照)や手続きの流れ(図1参照)にも様々な違いがあります⁽³⁾。

・基本概念

PCT： 包括的な各国への出願手続制度

マドプロ： 本国における商標登録の他の加盟国への領域拡大

ハーグ： 国際的な出願・登録制度

・保護の効果

PCT： 各国に同時に申請したことと同じ効果を与える

マドプロ： 各指定国での審査結果が登録となった場合、国際登録日の国内出願と同等の保護を付与

ハーグ： 国際登録の日から、各指定国に出願していたと同様の出願の効果を与えられる

各指定国での審査結果が登録となった場合、国内法に基づく保護の付与の効果を与えられる

《表2：内国人による自国外への特許出願の件数推移》

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
日本	271,731	265,959	258,839	260,244	260,290
米国	287,831	285,096	288,335	295,327	293,904
中国	704,936	801,135	968,252	1,204,981	1,245,709

※出典(4)の各国データにおける「Resident」の件数

《表3：PCT国内移行出願の件数推移》

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
日本	101,499 (19,340)	103,171 (20,616)	99,665 (21,265)	99,002 (22,077)	105,119 (24,074)
米国	135,035 (22,908)	146,816 (24,112)	164,872 (28,061)	144,038 (30,642)	150,873 (33,080)
中国	15,183 (2,923)	19,412 (3,061)	24,541 (3,115)	29,778 (4,598)	34,750 (581)

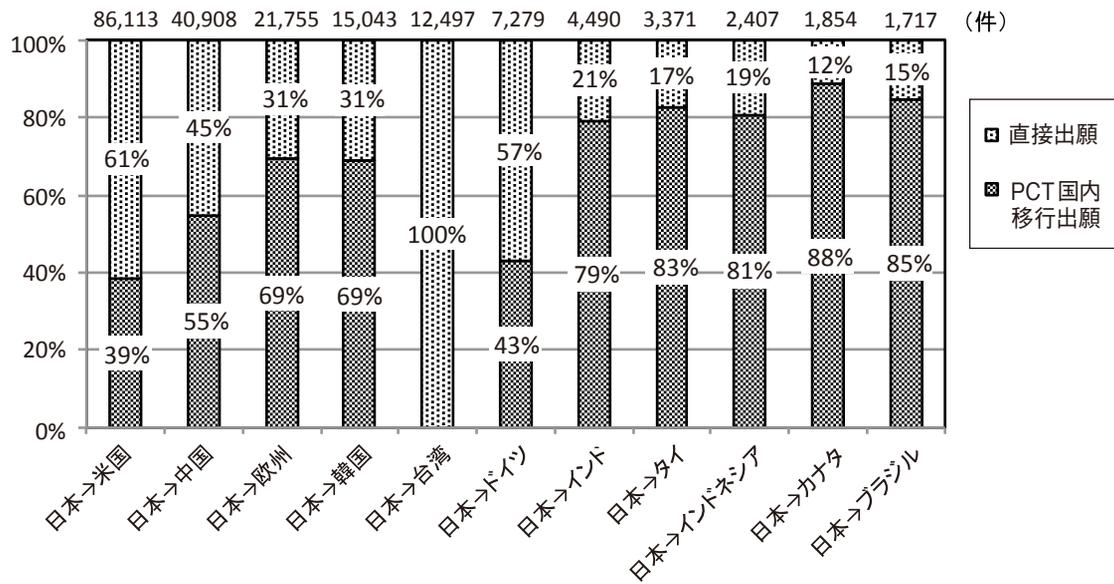
※上段は自国外への移行、下段は自己指定した自国外への移行

3 PCT出願の活用状況

3つの国際出願制度(PCT、マドプロ、ハーグ)のなかで最も広く活用されているのがPCTです。近年、日本のPCT出願件数は増加を続けており(図2参照)、冒頭で紹介した「知的財産推進計画2019」においては「増加し続けている国際特許出願について、適時に国際調査報告を作成できるよう、特許審査体制を整備する。」⁽¹⁾とあります。

その日本を大きく上回るペースでPCT出願の件数が増加しているのが中国で、2017年には日本を抜いて世界2位となり、このまま増加が続けば米国を抜いて1位になる勢いです。なお、内国人による自国外への特許出願件数については、中国は日本と米国をすでに圧倒しています(表2参照)。

《図4：日本からの特許出願上位11か国における直接出願とPCT国内移行出願の割合(2017年)》



※各国データの上部に示す数値は、当該国への直接出願とPCT国内移行出願の合計件数

しかしながら、加盟国へ同時に出願したことと同じ効果を得ていながらも、中国のPCT出願は国内移行が少なく(表3参照)、自国外への特許出願件数全体で見ても、日本や米国とは大きな差があります(図3参照)。PCTに関する統計では、国際出願から国内移行までの期間(多くの出願で18か月以内)を考慮する必要があり、近い将来に状況が変化する可能性も考えられますが、これまでのところは、日本や米国と比べて、中国ではPCTの国内移行が積極的ではない現状が推察されます。

日本では、日本人による国内出願の件数については減少～横ばいの傾向が長期的に続いており(表2参照)、日本人と外国人による出願の合計件数は313,567件(2018年)となっています⁽⁶⁾。その一方で、自国外への特許出願については、2014年以降は米国を下回る年が続いているものの、21万件前後で推移しており、国内出願とは傾向が異なっています(図3参照)。また、自国へのPCT国内移行出願は増加が続いており(表3参照)、①基礎出願なしで直接PCT出願をするケース、②PCT出願の自己指定を国内優先権主張出願と同じ位置づけで用いるケースなどでPCTの特徴が活用されていると考えられます。

また、自国外への特許出願にはPCT出願と直接出願(パリルート)がありますが、図4から分かるように、日本からの外国出願は国による使い分けの傾向が見受けられます。具体的には、出願件数が多い国(米国、中国等)では直接出願の割合が高く、出願件数が

《表4：日本からの特許出願におけるPCT国内移行出願の利用度(2017年：出願件数)》

	PCT国内移行/全体	PCTの割合
米国	33,270 / 86,113	39%(35～39%)
中国	22,470 / 40,908	55%(52～55%)
欧州	15,069 / 21,755	69%(68～70%)
韓国	10,344 / 15,043	69%(66～69%)

《表5：日本からの商標出願におけるマドプロ出願の利用度(2017年：区分数)》

	マドプロ出願/全体	マドプロの割合
米国	3,546 / 7,857	45%(39～47%)
中国	3,805 / 20,651	18%(19～21%)
欧州	2,915 / 5,920	49%(44～52%)
韓国	2,733 / 7,105	38%(33～40%)

《表6：日本からの意匠出願におけるハーグ出願の利用度(2017年：意匠数)》

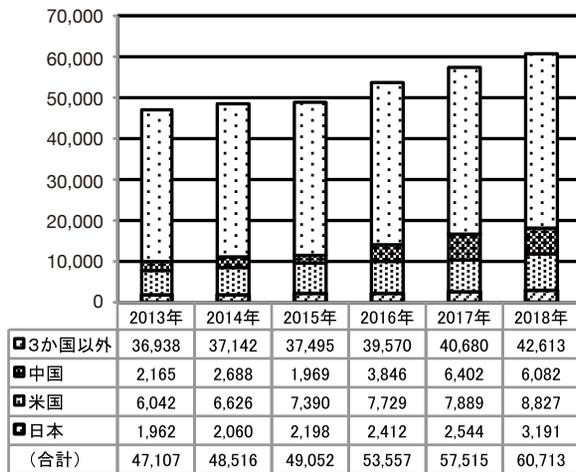
	ハーグ出願/全体	ハーグの割合
米国	292 / 2,559	11%(11%)
中国	(未加盟) / 3,756	(未加盟)
欧州	856 / 3,539	24%(24%)
韓国	192 / 1,500	13%(15%)

※図4及び表4～6は、出典(4)のデータ(2019年6月時点)に基づいて作成

※表4～5の()内は2013～2017年における割合

※表6の()内は2016年の割合

《図5：マドプロ出願の件数推移》



※図5～6は、出典(4)のデータ(2019年6月時点)に基づいて作成

※図5では、出典(4)のMadrid「2b - Applications by country of holder (by filing date)」の指標を利用

比較的小さい国(カナダ、ブラジル等)ではPCT出願の割合が高い傾向にあることがわかります。

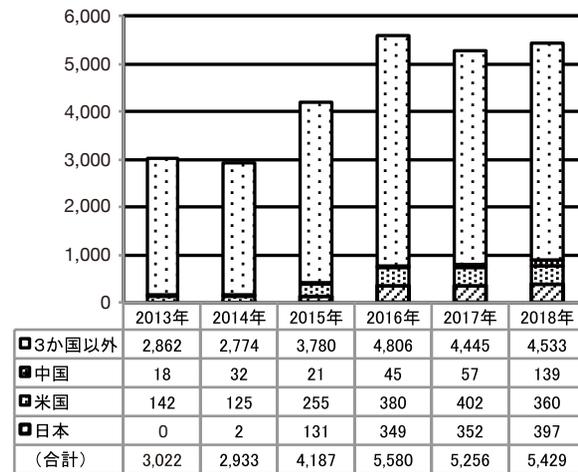
PCTを活用するメリットには、①出願国(移行国)決定の先延ばし、②翻訳文提出の先延ばし(①②のいずれも、最初の出願から30か月までが原則)等がありますが、優先期間内(最初の出願から12か月以内)に特許を取得する国を決定し、必要な翻訳文も準備できる場合(日本語の明細書等で出願日を確保し、後日の翻訳文提出が可能な国もあり)には、直接出願を選択することでPCT出願に係るコストを削減することができます。日本からドイツへの出願では直接出願の割合が高くなっていますが、早期の出願国決定が可能で、かつコスト面を優先してPCT出願を利用しなかったケースが多く含まれていると推察されます。なお、台湾はPCT未加盟のために直接出願の割合が100%となっています。

このように、日本では、直接出願(パリルート)と使い分けつつPCTは盛んに活用されています(図2及び表4参照)。そのようなPCTと比べると、マドプロやハーグは、出願件数等(表5～6及び図5～6参照)のデータからは、活用が広がる途上にあると考えられます。

4 おわりに

本稿ではPCTのデータを中心に紹介しましたが、日本特許庁や世界知的所有権機関(WIPO)からは種々の資料が日本語、英語等で提供されており、各制度を詳しく知ることができます。下記URLの記事では、20

《図6：ハーグ出願の件数推移》



※図6では、出典(4)のHague「1 - Applications by origin」の指標を利用し、データどおりに加盟前の日本及び米国、非加盟国の中国の件数を示している

19年7月1日施行のPCT規則の改正等に関する情報とあわせて、各種資料、統計、データベース、その他の関連記事等へのリンクを提供しております。

<https://www.soeci.com/?p=16521>

本稿及び関連記事等が、国際出願制度を理解するための一助になれば幸いです。

【出典】 ※いずれもインターネット上で入手またはアクセス可能

- (1) 日本・知的財産戦略本部「知的財産推進計画2019」
概要・本文・工程表
- (2) 日本特許庁「平成30年度知的財産権制度説明会(実務者向け)：意匠の国際登録制度(ハーグ制度)について(手続編)」
- (3) 例えば、日本特許庁「特許庁各種パンフレット一覧：海外での権利取得に関すること」
- (4) 世界知的所有権機関「WIPO IP Statistics Data Center / WIPO statistics database」
- (5) 台湾智慧財産局「Annual Report」
- (6) 日本特許庁「特許庁ステータスレポート2019」

◎この記事に関するお問い合わせ先：

知財情報戦略室：ipstrategy@soei-patent.co.jp

◎最新情報・バックナンバー：

[知財・法律トピックス]

<https://www.soeci.com/blog/category/column/>

[季刊創英ヴォイス]

https://www.soeci.com/publication/soei_voice/